

令和8年度

紀美野町予算書

一般会計
特別会計
公営企業会計

和歌山県海草郡紀美野町

目 次

令和8年度紀美野町一般会計予算	-----	1
令和8年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算	-----	9
令和8年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算	-----	13
令和8年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算	-----	17
令和8年度紀美野町介護保険事業特別会計予算	-----	21
令和8年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算	-----	25
令和8年度紀美野町農業集落排水事業会計予算	-----	29
令和8年度紀美野町東部簡易水道事業会計予算	-----	33
令和8年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算	-----	37

議案第 27 号

令和 8 年度紀美野町一般会計予算

令和 8 年度紀美野町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8, 535, 300 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 1, 000, 000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 25 日提出

紀美野町長 小川 裕 康

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 町 税		727,883
	1 町 民 税	277,044
	2 固 定 資 産 税	380,897
	3 軽 自 動 車 税	38,942
	4 市 町 村 た ば こ 税	31,000
2 地 方 譲 与 税		106,310
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	13,600
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	48,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	44,710
3 利 子 割 交 付 金		300
	1 利 子 割 交 付 金	300
4 配 当 割 交 付 金		3,000
	1 配 当 割 交 付 金	3,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		3,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	3,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		10,900
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	10,900
7 地 方 消 費 税 交 付 金		190,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	190,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		30,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	30,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		1
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	1
10 地 方 特 例 交 付 金		16,021
	1 地 方 特 例 交 付 金	15,796
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補	225

2

(単位：千円)

款	項	金額
10 地方特例交付金	填特別交付金	
11 地方交付税		4,020,000
	1 地方交付税	4,020,000
12 交通安全対策特別交付金		609
	1 交通安全対策特別交付金	609
13 分担金及び負担金		9,807
	1 分担金	2,850
	2 負担金	6,957
14 使用料及び手数料		98,346
	1 使用料	41,546
	2 手数料	56,800
15 国庫支出金		909,317
	1 国庫負担金	436,704
	2 国庫補助金	469,886
	3 国庫委託金	2,727
16 県支出金		425,915
	1 県負担金	264,756
	2 県補助金	149,009
	3 県委託金	12,150
17 財産収入		21,769
	1 財産運用収入	21,767
	2 財産売却収入	2
18 寄附金		200,301
	1 寄附金	200,301
19 繰入金		909,851
	1 基金繰入金	909,851

(単位：千円)

款	項	金額
20 繰越金		5,000
	1 繰越金	5,000
21 諸収入		58,870
	1 延滞金、加算金及び過料	300
	2 町預金利子	500
	3 雑入	52,669
	4 受託事業収入	5,161
	5 貸付金元利収入	240
22 町債		788,100
	1 町債	788,100
歳入	合計	8,535,300

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		78,918
	1 議 会 費	78,918
2 総 務 費		1,054,229
	1 総 務 管 理 費	936,548
	2 徴 税 費	67,485
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	45,437
	4 選 挙 費	432
	5 統 計 調 査 費	4,041
	6 監 査 委 員 費	286
3 民 生 費		2,100,352
	1 社 会 福 祉 費	1,596,198
	2 児 童 福 祉 費	503,663
	3 災 害 救 助 費	491
4 衛 生 費		1,298,841
	1 保 健 衛 生 費	1,056,040
	2 清 掃 費	242,801
5 農 林 水 産 業 費		525,655
	1 農 業 費	292,148
	2 林 業 費	118,971
	3 水 産 業 費	3,000
	4 山 村 振 興 費	111,536
6 商 工 費		114,961
	1 商 工 費	114,961
7 土 木 費		348,380
	1 土 木 管 理 費	50,672
	2 道 路 橋 り よ う 費	213,673

(単位：千円)

款	項	金額
7 土 木 費	3 住 宅 費	20,165
	4 公 園 費	1,812
	5 建 設 残 土 処 理 費	62,058
8 消 防 費		405,367
	1 消 防 費	405,367
9 教 育 費		1,183,105
	1 教 育 総 務 費	294,760
	2 小 学 校 費	68,336
	3 中 学 校 費	136,572
	4 社 会 教 育 費	179,745
	5 保 健 体 育 費	503,692
10 災 害 復 旧 費		221,880
	1 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	221,640
	2 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	240
11 公 債 費		1,020,337
	1 公 債 費	1,020,337
12 諸 支 出 金		173,275
	1 基 金 費	173,275
13 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	8,535,300

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(過疎対策事業債) 総務管理事業 社会福祉事業 児童福祉事業 保健衛生事業 農業振興事業 商工振興事業 道路橋りょう整備事業 学校運営事業 学校施設整備事業 保健体育施設整備事業	645,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
(一般単独事業債) 総務管理事業 農業施設整備事業	76,600			
(災害復旧事業債) 過年補助災害復旧事業	66,400			
計	788,100			

議案第28号

令和8年度紀美野町国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,246,445千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月25日提出

紀美野町長 小川 裕康

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		199,288
	1 国 民 健 康 保 険 税	199,288
2 使 用 料 及 び 手 数 料		22
	1 手 数 料	22
3 国 庫 支 出 金		3,520
	1 国 庫 補 助 金	3,520
4 県 支 出 金		917,050
	1 県 補 助 金	917,050
5 財 産 収 入		437
	1 財 産 運 用 収 入	437
6 繰 入 金		124,476
	1 他 会 計 繰 入 金	111,715
	2 基 金 繰 入 金	12,761
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		1,651
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	150
	2 雑 入	1,501
歳 入	合 計	1,246,445

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		33,458
	1 総 務 管 理 費	27,345
	2 徴 税 費	6,047
	3 運 営 協 議 会 費	66
2 保 険 給 付 費		880,105
	1 療 養 諸 費	756,093
	2 高 額 療 養 費	120,250
	3 移 送 費	10
	4 出 産 育 児 諸 費	3,002
	5 葬 祭 費	750
	6 傷 病 手 当 金	0
3 国 民 健 康 保 険 事 業 納 付 金		291,426
	1 医 療 給 付 費 分	205,479
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	60,499
	3 介 護 納 付 金 分	19,194
	4 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 金 分	6,254
4 保 健 事 業 費		25,544
	1 保 健 事 業 費	11,304
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	14,240
5 基 金 積 立 金		437
	1 基 金 積 立 金	437
6 諸 支 出 費		14,475
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	550
	2 繰 出 金	13,925
7 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000

(単位：千円)

款	項	金 額
歳 出	合 計	1,246,445

議案第29号

令和8年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計予算

令和8年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ95,537千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月25日提出

紀美野町長 小川 裕康

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 診 療 収 入		35,520
	1 診 療 収 入	35,520
2 分 担 金 及 び 負 担 金		0
	1 負 担 金	0
3 使 用 料 及 び 手 数 料		192
	1 手 数 料	192
4 県 支 出 金		1,359
	1 県 補 助 金	1,359
5 繰 入 金		58,150
	1 繰 入 金	58,150
6 繰 越 金		100
	1 繰 越 金	100
7 諸 収 入		216
	1 雑 入	216
歳 入	合 計	95,537

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		67,117
	1 施設管理費	67,117
2 医療費		27,420
	1 医療費	27,420
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	95,537

議案第30号

令和8年度紀美野町後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ466,499千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月25日提出

紀美野町長 小川 裕康

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		168,883
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	168,883
2 使 用 料 及 び 手 数 料		5
	1 手 数 料	5
3 繰 入 金		279,932
	1 繰 入 金	279,932
4 繰 越 金		1,800
	1 繰 越 金	1,800
5 諸 収 入		15,879
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 受 託 事 業 収 入	15,577
	3 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	300
歳 入 合 計		466,499

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		18,071
	1 総 務 管 理 費	16,513
	2 徴 収 費	1,558
2 後期高齢者医療広域連合納付金		431,284
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	431,284
3 保 健 事 業 費		15,844
	1 保 健 事 業 費	15,844
4 諸 支 出 金		300
	1 諸 支 出 金	300
5 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	466,499

議案第31号

令和8年度紀美野町介護保険事業特別会計予算

令和8年度紀美野町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,756,598千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月25日提出

紀美野町長 小川 裕康

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 介 護 保 険 料		271,314
	1 介 護 保 険 料	271,314
2 使 用 料 及 び 手 数 料		4
	1 手 数 料	4
3 国 庫 支 出 金		480,304
	1 国 庫 負 担 金	292,748
	2 国 庫 補 助 金	187,556
4 支 払 基 金 交 付 金		452,840
	1 支 払 基 金 交 付 金	452,840
5 県 支 出 金		252,057
	1 県 負 担 金	243,973
	2 県 補 助 金	8,084
6 財 産 収 入		453
	1 財 産 運 用 収 入	453
7 繰 入 金		290,593
	1 一 般 会 計 繰 入 金	276,572
	2 基 金 繰 入 金	14,021
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		9,032
	1 延 滞 金 加 算 及 び 過 料	11
	2 雑 収 入	9,021
歳 入	合 計	1,756,598

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		52,143
	1 総 務 管 理 費	36,952
	2 徴 収 費	2,029
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	13,162
2 保 険 給 付 費		1,651,452
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	1,476,888
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	61,356
	3 そ の 他 諸 費	1,296
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	45,108
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	7,968
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	58,836
3 地 域 支 援 事 業 費		51,050
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	17,926
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	7,726
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	25,297
	4 そ の 他 諸 費	101
4 基 金 積 立 金		453
	1 基 金 積 立 金	453
5 諸 支 出 金		500
	1 諸 支 出 金	500
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	1,756,598

議案第32号

令和8年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計予算

令和8年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49,092千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月25日提出

紀美野町長 小川 裕康

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		21,750
	1 使用料	21,750
2 繰入金		25,948
	1 他会計繰入金	25,948
3 繰越金		100
	1 繰越金	100
4 諸収入		1,294
	1 受託事業収入	99
	2 雑収入	1,195
歳 入	合 計	49,092

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		47,953
	1 施設管理費	47,953
2 公債費		139
	1 公債費	139
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	49,092

令和8年度紀美野町農業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度紀美野町農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------------------------|-----------------------|----------|
| (1) 接続戸数 | 220 戸 | |
| (2) 年間総排水量 | 49,300 m ³ | |
| (3) 一日平均排水量 | 135 m ³ | |
| (4) 主要な建設改良事業 | | |
| (イ) 県道奥佐々阪井線道路改良に伴う排水管布設替工事 | | 5,000 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中、公営企業会計相談及び支援業務に係る委託料880千円の財源に充てるため公営企業会計適用債800千円を借り入れる。

	収	入	
第1款 農業集落排水事業収益			29,372 千円
第1項 営業収益			8,025 千円
第2項 営業外収益			21,347 千円
	支	出	
第1款 農業集落排水事業費用			34,741 千円
第1項 営業費用			34,008 千円
第2項 営業外費用			433 千円
第3項 予備費			300 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,759千円は当年度分損益勘定留保資金2,304千円当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額455千円で補填するものとする)。

	収	入	
第1款	資本的収入		7,186 千円
第1項	企業債		1,500 千円
第2項	出資金		2,248 千円
第3項	工事負担金		3,438 千円
	支	出	
第1款	資本的支出		9,945 千円
第1項	建設改良費		5,000 千円
第2項	企業債償還金		4,945 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりとする。

事 項	期 間	限 度 額
上下水道料金・公営企業会計システム更新業務	令和9年度	7,170 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
(公営企業債) 農業集落排水事業	1,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
(公営企業会計適用債) 農業集落排水事業	800			
計	2,300			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,543千円

(他会計からの補助金)

第10条 農業集落排水事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、17,612千円である。

令和8年2月25日提出

紀美野町長 小川 裕 康

議案第34号

令和8年度紀美野町東部簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度紀美野町東部簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水栓数	2,580 栓
(2) 年間給水量	420,000 m ³
(3) 一日平均給水量	1,151 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 国道370号道路改良に伴う一ノ瀬橋配水管布設替工事	25,000 千円
(ロ) 専用回線デジタル化工事実施設計業務	13,107 千円
(ハ) 濁度計設置工事実施設計業務	3,773 千円
(ニ) 河北浄水場送水電動仕切弁更新工事	8,500 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中、公営企業会計法適用支援業務に係る委託料2,695千円の財源に充てるため公営企業会計適用債2,600千円を借り入れる。

	収	入	
第1款 水道事業収益		199,948 千円	
第1項 営業収益		68,694 千円	
第2項 営業外収益		131,254 千円	
	支	出	
第1款 水道事業費用		225,543 千円	
第1項 営業費用		214,799 千円	
第2項 営業外費用		9,744 千円	
第3項 予備費		1,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 資本的収入		84,359 千円
第1項 企業債		32,200 千円
第2項 他会計出資金		34,137 千円
第3項 工事負担金		18,022 千円
	支 出	
第1款 資本的支出		84,359 千円
第1項 建設改良費		50,380 千円
第2項 企業債償還金		33,979 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりとする。

事 項	期 間	限 度 額
上下水道料金・公営企業会計システム更新業務	令和9年度	7,170 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。 (単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
(公営企業債) 簡易水道事業	16,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
(過疎対策事業債) 過疎対策事業	16,100			
(公営企業会計適用債) 簡易水道事業	2,600			
計	34,800			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 33,033 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道料金減免に要する経費、児童手当、企業債利息及び経常経費の補助を受けるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、46,886千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、6,801千円と定める。

令和8年2月25日提出

紀美野町長 小川 裕 康

令和8年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度紀美野町西部簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水栓数	2,526	栓	
(2) 年間給水量	438,000	m ³	
(3) 一日平均給水量	1,200	m ³	
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 国道370号歩道整備事業に伴う配水管布設替工事	12,000	千円	
(ロ) 下佐々配水池基本設計及び詳細設計業務	13,528	千円	
(ハ) 専用回線デジタル化工事実施設計業務	6,540	千円	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益			108,161 千円
第1項 営業収益			71,186 千円
第2項 営業外収益			36,975 千円
	支	出	
第1款 水道事業費用			184,245 千円
第1項 営業費用			153,043 千円
第2項 営業外費用			25,202 千円
第3項 予備費			6,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額14,083千円は過年度分損益勘定留保資金11,168千円当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,915千円で補填するものとする）。

		収	入
第1款	資本的収入		33,821 千円
第1項	企業債		32,000 千円
第2項	他会計出資金		1,821 千円
		支	出
第1款	資本的支出		47,904 千円
第1項	建設改良費		32,068 千円
第2項	企業債償還金		15,836 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりとする。

事 項	期 間	限 度 額
上下水道料金・公営企業会計システム更新業務	令和9年度	7,170 千円
下佐々配水池実施設計事業	令和9年度	12,837 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
(公営企業債) 簡易水道事業	16,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
(過疎対策事業債) 過疎対策事業	16,000			
計	32,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 22,933 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道料金減免に要する経費及び企業債利息の補助を受けるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、28,440千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、7,617千円と定める。

令和8年2月25日提出

紀美野町長 小川 裕 康

